

令和4年度福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

- 日 時：令和4年11月21日（月）午前10時00分から午後0時10分まで
- 場 所：北庁舎2階 プレスルーム
- 出席者：別紙委員名簿（出席者一覧）のとおり
- 概 要：以下のとおり

1 開会

○林主幹

定刻となりましたので、ただいまから福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。なお、本日の会議では委員の皆様のうち、6名がリモートでの御出席となっておりますのでよろしくお願いいたします。また、発言等につきましては画面の都合上、着座にて進行させていただきます。それでは始めに危機管理部長より御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○渡辺部長

委員の皆様、こんにちは。私は今年の4月から危機管理部長を務めております渡辺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、本日、大変お忙しい中、本年度第1回目の福島県安全で安心な県づくり推進会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。10月1日から新たに委員となられました皆様、そして前回から引き続き委員となられた皆様には本県の安全で安心な県づくりに向けまして、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本県では福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づきまして、県民の皆さんが安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現を目指し、その具体的な取組に向けて基本計画を策定し、市町村や関係機関の御協力をいただきながら取組を進めているところであります。この基本計画につきましては、昨年度、全3回にわたり会議を開催しまして、その見直しについて御意見をいただいたところであり、今年3月に改定を行いました。改定した基本計画では、新たな視点としましてSDGsの理念を踏まえながら、防災の推進や、原子力発電所周辺地域の安全確保の推進など、9分野に応じて施策を進めることとしており、今年度は県庁各部局において157の取組を進めているところであります。

安全で安心な県づくりは、自助、共助を基礎とした地域課題解決を図る自主的な活動を促進し、地域における活動の輪を広げようとするものです。県内においても急速に進む少子高齢化や人口減少により、地域における共助活動の担い手の維持確保が大きな課題となっておりますことから、地域団体など各団体との協働を進め、活動を活性化させることが重要であります。

このため県では、新たに2つの取組を進めており、本日の会議ではこの新たな取組を含めまして、基本計画の施策の取組状況や指標の状況を御説明し、皆様から御意見を頂戴したいと考えております。委員の皆様におかれましては、どうか御忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○林主幹

次に、委員の方々を名簿順に紹介します。會田久仁子委員です。

○會田委員

おはようございます。郡山女子大学短期大学部、會田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○林主幹

宇月静子委員です。

○宇月委員

交通安全母の会連絡協議会副会長の宇月静子です。どうぞよろしくお願いいたします。

○林主幹

奥原英彦委員です。

○奥原委員

奥原です。よろしくお願いいたします。

○林主幹

宍戸文男委員です。

○宍戸委員

宍戸でございます。よろしくお願いいたします。

○林主幹

菅波香織委員です。

○菅波委員

いわきの弁護士の菅波と申します。よろしくお願いいたします。今日は裁判の関係で10時25分から2～30分程度退出します。申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

○林主幹

鈴木秀子委員です。

○鈴木委員

会津大学短期大学の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○林主幹

田崎由子委員です。

○田崎委員

福島県消費者団体連絡協議会事務局長の田崎です。本日は会場参加という予定でしたが、オンラインになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○林主幹

藤原遥委員です。

○藤原委員

福島大学の教員をしております藤原遥と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○林主幹

渡辺正樹委員です。

○渡辺委員

郡山市セーフコミュニティ課の渡辺と言います。前回から引き続き委員を勤めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○林主幹

なお、熊田真市委員、松本喜一委員、藁谷俊史委員は欠席となっております。

次に、本会議の運営について事務局から説明させていただきます。

4 会議の運営について

○大野課長

危機管理課長の犬野でございます。私の方から本会議の運営について御説明させていただきます。

できます。着座にて説明させていただきます。

資料の1-1を御覧ください。まず、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例についてでございますが、県民の安全・安心な暮らしを脅かす諸問題に対処するためには、県、市町村などの行政機関による施策を着実に推進、実施していくことはもとより、県民一人一人が地域社会の構成員として、自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守るとの意識を持ち、身近なところから危険に気づき、備えることが大切であることから、県民等の安全・安心に関する自主的活動を促す県民参画の推進と、県を始め市町村、県民、NPOや事業者が一体となって取り組む各主体相互の連携・協力の推進などを基本理念として、防災、防犯、食品の安全確保、消費者保護などの10分野における施策を総合的かつ計画的に展開するために平成21年4月に条例を制定しました。なお、犯罪被害者支援の推進につきましては、新たに福島県犯罪被害者等支援条例を制定したことに伴い削除となり、現在は9つの分野となっております。

次に、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画についてでございます。まず、目標でございますが、本条例に基づき平成22年3月に策定され、9つの分野を総合的にとらえ、県民が安全・安心に暮らし活動できる社会の実現を目指しております。

(2)の指標の設定と進行管理でございます。計画においては、計画期間の取組の到達点を数値等の目標として明らかにした指標を設定し、取組の効果の検証や評価を行うこととしており、取組状況や指標等の状況は毎年度取りまとめの上、公表することとしております。

(3)の計画改定の経緯でございます。平成25年3月に見直しを行ったほか、平成29年の3月、そして今年3月に改定を行っております。

続きまして、「資料1-2福島県安全で安心な県づくり推進会議の設置要綱」を御覧願います。第1条ですが、本会議は安全で安心な県づくりを推進し、かつ市町村や県民等への活動支援に対する意見及び助言を県民等から幅広く求めるため設置される旨を記載しております。所掌事務につきましては、第2条の(1)から(5)に記載のとおりでございます。第4条を御覧いただきたいんですが、委員の任期は2年と定めておりまして、第5条では会長及び副会長の設置についての規定を記載しております。その他の規定については記載のとおりとなっております。説明は以上でございます。

○林主幹

ただいまの説明について、質問等はありませんか。なければ議題に入らせていただきます。今回は改選後、最初の会議ですので、ここから会長の選出の進行は大野課長が行います。

5 議事(1) 会長の選出及び副会長の指名

○大野課長

それでは、議事の(1)会長の選出及び副会長の指名ですが、まず会長の選出をお願いい

たします。会長の選出につきましては、先ほど御説明いたしました「福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱第5条第2項」の規定により、委員の互選により選出いただくこととなっております。

皆様からの御提案はございますか。

○渡辺委員

前回も大変お世話になったんですけども、奥原委員を引き続き会長にお願いするというのはどうでしょうか。

○大野課長

宍戸委員はどうでしょうか。

○宍戸委員

同じです。

○大野課長

はい。ただいま渡辺委員、宍戸委員に会長については、継続ということで奥原委員に引き続きお願いしたらどうかという御意見がございましたが、いかがでしょうか。

○各委員

異議無し

○大野課長

よろしいですか。それでは、御異議がないようですので、引き続き、奥原英彦委員に会長をお願いすることといたします。それでは、この後の議事につきましては、奥原会長にお願いいたします。

○奥原会長

皆様から会長に選出されました。御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは議事の(1)副会長の指名でございますが、設置要綱第5条2項の規定により会長指名ということでございますが、宍戸委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(宍戸委員了承)

ありがとうございます。それでは宍戸委員が副会長ということでよろしくお願いいたします。

5 議事(2) 施策推進に向けた具体的取組について

○奥原会長

それでは次でございますが、議事の（２）施策推進に向けた具体的な取組について、事務局の方から御説明をお願いします。

○大野課長

はい。それでは推進施策の取組状況について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

４ページの「資料２ 施策推進に向けた具体的な取組」を御覧願います。資料２は、まず４ページから７ページにおいて、各分野の取組項目及びその関係部局を記載した一覧としており、８ページから３６ページにおいては、各分野の各項目における各部局の令和４年度における具体的な取組内容を記載してございます。それでは先に４ページから７ページの内容について御説明いたします。

まず、「１防災の推進」でございますが、「１防災意識の向上と避難行動の実践」、「２地域防災活動の充実」、「３消防防災活動の充実」、「４防災体制の整備」の４つの項目で３６の取組を行っております。

次に、下の方にいきまして「２原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」でございます。「１原子力発電所の安全監視とＡＬＰＳ処理水への対応」、「２環境放射線モニタリングの実施と体制の充実・分かりやすい情報発信」、「３原子力防災体制の充実・強化」の３つの項目で９の取組を行っております。

次に、５ページを御覧願います。「３防犯の推進」でございます。「１防犯意識の向上」、「２防犯活動の充実」、「３防犯環境の整備」、「４防犯体制の整備」の４つの項目で１５の取組を行っております。

次に、「４虐待等対策の推進」でございます。「１虐待等防止のための意識の向上」、「２虐待等の防止体制の強化」、「３虐待等の被害者またはその家族等への支援」の３つの項目で１０の取組を行っております。

次に、「５交通安全の推進」でございますが、「１交通安全意識の向上」、「２交通安全活動の充実」、「３道路交通環境に配慮した交通安全対策の推進」の３つの項目で１８の取組を行っております。

次に、６ページを御覧願います。「６医療に関する県民参画等の推進」でございます。「１疾病に対する正しい知識の普及啓発」、「２献血等医療提供に関する県民参加の促進」、「３行政と医療関係団体との連携の強化」、「４東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理」の４つの項目で１３の取組を行っております。

次に「７食品の安全確保の推進」でございます。「１県民の食品の安全確保に関する意識の向上」、「２食品の安全対策の強化」、「３食品中の放射性物質対策への取組」の３つの項目で２４の取組を行っております。

次に、「８生活環境の保全」でございます。「１生活環境保全に関する意識の向上」、「２環

境保全対策の強化（監視・調査を含む）」、「3 生活環境保全のための体制の整備」、「4 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復」の4つの項目で18の取組を行っております。

次に、7ページを御覧願います。「9 消費者の安全確保の推進」でございます。「1 消費者の安全意識の向上」、「2 消費者のための安全対策の強化」、「3 消費者被害の防止と救済」の3つの項目で14の取組を行っております。一覧についての説明は以上です。

次に、8ページから36ページまでの内容について御説明させていただきます。8ページを御覧願います。今年の3月に改定しました基本計画では各9分野において「現状と課題」、それに対する「施策展開の方向性」、そして、「施策推進に向けた具体的取組」を記載しております。8ページ以降については、各分野における施策推進に向けた具体的取組の県各部署での令和4年度の取組内容を記載しております。分野ごとに主な取組について御説明させていただきます。

まず、「1 防災の推進」でございます。「1-1-2 「マイ避難」の推進」でございます。災害の被害の大きさや命を守るための避難の必要性を県民に浸透させ、マイ避難を定着させるためテレビや新聞等の各種媒体を用いた啓発を実施するとともに、12月には災害に関する様々な体験ができる5,000人規模の総合防災イベントの開催を予定してまいり、県民の防災意識の高揚、防災活動の実践につなげる取組を行っております。

次に、「1-1-3 学校における防災教育の実施」でございます。これはそなえるふくしまノートを県内小中学校へ配布するとともに、小学校などを対象とした防災出前講座を実施し、防災に関する知識の向上、災害時の適切な行動の促進を図っております。

9ページを御覧願います。「1-1-5 震災教訓等の伝承」でございますが、東日本大震災・原子力災害伝承館において、東日本大震災を含めた本県の災害に関する資料を収集・保存し、将来につなぐ取組を実施しております。「1-2-1 自主防災組織の活動促進」でございます。自主防災組織の活動促進のために、市町村職員や自主防災組織のリーダーなどを対象とした研修会を実施してございます。

次に、11ページを御覧願います。「1-3-5 災害派遣医療チーム（DMAT）等の整備」では、医療従事者を対象としたDMAT養成研修等を実施し、災害時の医療体制の強化を図っております。

次に、12ページを御覧願います。「1-4-3 避難行動要支援者個別避難計画の作成支援」でございますが、個別避難計画作成支援事業として内閣府のモデル事業に参画し、より実務的な計画作成手法にフォーカスした計画作成ツールの策定を目指してございます。

次に、15ページを御覧願います。「2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」でございます。「2-1-1 原子力発電所の安全監視」でございますが、県内原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう、立入り調査や各種会議を通じて廃炉に向けた取組状況を監視するとともに、必要に応じて国、東京電力に適切な措置を求めていくことや、楢葉原子力災害対策センターへの駐在職員の配置、また、職員研修を実施して監視業務に関わ

る職員の専門性の向上を図るなどの取組を行っております。

次に、「2-2-1 環境放射能の監視、測定及び公表」でございますが、原子力発電所周辺地域において原子力発電所の廃炉作業が行われることから、発電所からの放射性物質の新たな放出を監視するため、39か所に設置したモニタリングポストにより空間線量率等を常時測定するほか、大気浮遊じんなどに含まれる放射性物質を定期的に分析し、結果については県ホームページに掲載するなどしております。

次に、16ページを御覧願います。「2-3-3 原子力防災研修会の開催」でございます。原子力防災業務に関わる職員に対して、計画的に研修会を開催するなどして、原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応能力向上を図っております。

次に、17ページを御覧願います。「3 防犯の推進」でございます。「3-1-2 地域安全情報の発信」でございますが、福島県警察メール配信システム「POLICEメールふくしま」を活用し、なりすまし詐欺情報や犯罪発生情報などの情報を県警本部及び各警察署から随時発信しているほか、県警公式ツイッターのアカウントを活用し、地域の安全安心に関わる情報を幅広く提供するなどの取組を行っております。

次に、18ページを御覧願います。「3-2-1 防犯ボランティア活動支援」でございますが、地域の防犯力向上に向けて、防犯ボランティアなどに対し犯罪情報や防犯に関する情報を随時提供するとともに、防犯ボランティア団体に対する装備資機材支援を行っております。

次に、「3-3-1 地域社会の連携による子供の安全確保」でございますが、教育機関等に対しネットワーク通信を配信して性犯罪等に関する発生状況や見守り活動についての助言・指導を行い、子供の安全確保対策に努めるとともに、地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、登下校の見守り活動を実施するなどの取組を行っております。

次に、19ページを御覧願います。「3-4-2 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止」でございますが、金融機関に対する強盗等を防ぐため、防犯対策を継続的に推進するほか、なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携しながら、金融機関窓口等における声かけ訓練や街頭広報キャンペーンなどを実施し、なりすまし詐欺被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進しております。

次に、20ページを御覧願います。「4 虐待等対策の推進」でございます。「4-1-1 暴力、虐待防止の周知啓発」でございますが、権利擁護支援のため、医療、介護、法務、行政など、様々な分野の有識者が一堂に会し協議を行う高齢者権利擁護推進会議の開催や、厚生労働省主催の障害者虐待防止権利擁護指導者養成研修に市町村の虐待担当者や事業所の職員を参加させるなどの取組により、虐待防止に関する指導者の養成を行っております。

次に、21ページを御覧ください。「4-2-3 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援」でございますが、高齢者虐待の対応に当たるため、市町村の適切な判断により被虐待者の命と権利が守られるようにするため、社会福祉士や弁護士などの専門職を派遣し、助言等を行っております。

「4-3-2 虐待を受けた児童への保護・支援」でございます。児童養護施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待を受けた子供たちの心のケアを行っております。

次に、22ページを御覧ください。「5交通安全の推進」でございます。「5-1-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」でございますが、2つ目の枠を御覧ください。交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高い状況が続いているなど、高齢歩行者及び高齢運転者の交通事故対策が課題となっているため、引き続き県民への注意喚起を行っております。また、その2つ下、4つ目の枠を御覧いただきたいんですが、子供の安全教育として、幼児や小学生には横断の仕方や歩行者のルール、自転車利用時の交通ルールを中心とした交通安全教室を、中学生や高校生には自転車シミュレーターやスタントマンが交通事故を再現するスクエアードストレート教育技法を活用した交通教室を実施しております。

次に、23ページを御覧願います。「5-2-3 交通規則遵守の推進」でございますが、悪質性、危険性の高いあおり運転や著しい速度超過などの違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しております。

次に、「5-3-2 事故分析による事故削減対策」でございます。3つ目の上のところでございますが、過去の交通事故発生状況をもとに、四半期ごとに各警察署単位での事故分析を行い、交通事故が多発している箇所を抽出し、多発箇所周辺における街頭活動の強化、関係機関と連携した各種広報啓発活動によって効果的な交通事故防止対策を実施しております。

次に、25ページを御覧願います。「6医療に関する県民参画等の推進」でございます。「6-1-1 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発」でございますが、枠の下のほうにインセンティブを付与する仕組みを取り入れた「福島健民アプリ」等を活用し、県民が気軽に楽しく運動できる環境づくりを進めることや、生活習慣病の予防等に向け、県民の健康リテラシー向上を図るため、本県の健康課題に応じた健康教育動画コンテンツを制作し、職域を中心とした幅広い層への普及啓発などの取組を行っております。

下のほうに行きまして「6-2-1 献血運動の普及啓発」でございます。「愛の血液助け合い運動」として、県内全域で献血推進運動を展開するとともに、街頭献血などの取組を行っております。

26ページに行きまして、「6-3-1 医療提供体制の構築」でございますが、地域で不足する医療施設や病床機能の転換に取り組む医療施設等の整備を支援することで、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図っております。

次に、下のほうに行きまして、「6-4-2 被災者の心のケア」でございますが、ふくしま心のケアセンターを設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施しております。

28ページを御覧願います。「7食品の安全確保の推進」でございます。「7-1-1 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」でございますが、食と放射能に関する説明会を60回以上開催する、また、食品事業者にとって役立つ情報の収集や消費者の求める情報の把握に努め、引き続き、各種広報媒体による啓発を行うとともに、講習会を実施しておりま

す。

次に、29ページを御覧願います。「7-2-1 福島HACCPの導入普及に関する取組」でございますが、福島HACCPの導入普及に関する取組として、保健所ごとに定期的な導入研修会を開催するとともに、業界団体と連携し、業種別の講習会により導入指導を図るなどの取組を行っております。

次に、30ページを御覧ください。下のほうでございますが「7-3-2 放射性物質対策の情報共有とリスクコミュニケーションの促進」でございますが、食と放射能に関する説明会を開催するほか、加工食品の放射性物質検査結果をホームページに公開するとともに、食品事業者及び消費者に対する衛生講習会を実施し、分かりやすい情報提供に努めております。

次に、31ページを御覧願います。「8生活環境の保全」でございます。「8-1-3 地球温暖化対策等に向けた意識啓発」でございますが、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、部門別の目標や必要となる取組を示したロードマップの策定やあらゆる主体と一体となった地球温暖化対策を推進するための「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」の開催のほか、商工労働部と連携したイベント等による普及啓発などを行っております。

次に、32ページを御覧願います。「8-2-1 工場・事業場に対する監視の強化」でございますが、大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場・事業場に対する指導を行っております。

次に、33ページを御覧願います。下から2つ目の「8-3-5 事業者等への支援」でございますが、中小企業等が省エネ設備、電気自動車等の導入など、省エネルギー対策等に取組む際に必要な資金の融資をあっせんするほか、導入に係る経費の一部を補助するなど、エネルギー転換による経営改善を促すとともに、地球温暖化対策に取り組む事業者の支援を行っております。

次に、34ページを御覧願います。下の方に行きまして「8-4-4 放射線教育の推進」でございますが、各学校の教育課程に放射線教育を位置づけ、計画的に実施することとしております。

次に、35ページを御覧願います。「9 消費者の安全確保の推進」でございます。「9-1-2 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施」でございますが、各種団体からの要請による消費生活に関する出前講座の実施や若年者の消費者被害防止のため、消費者トラブル等の有益な情報をLINEにより配信するほか、社会情勢の変化に対応した消費者問題等の勉強会などを行っております。

下の方に行きまして、「9-2-1 不当表示・取引に対する事業者への指導」でございますが、随時、基準や法律等に違反する事業者等に関する情報収集や調査を行い、必要に応じて事業者に対し、是正に向けた指導や勧告などの処分を行っております。

次に、36ページを御覧願います。下のほうに行きまして、「9-3-2 市町村相談窓口の充実等の支援」でございますが、県消費者生活センターの相談員による市町村への巡回訪

問指導を実施し、市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援を行っております。

以上、改定した基本計画をもとに、9分野で157の取組を進め、県民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に取り組んでいるところでございます。説明は以上です。

○奥原会長

はい、どうもありがとうございました。157あるので、主なものをピックアップして御説明いただいたということでございますが、もし御意見とか、今回初めて御参加いただいている委員の皆様から内容がわからないというようなことがございましたら遠慮なくお話しただければと思います。

○渡辺委員

私は前回から引き続きなので、初めての方だとなかなか発言しにくいと思うので最初に発言させていただきたいと思います。郡山市の渡辺です。資料2の方ですごく広い範囲で全て網羅されているような様々な県の取組が紹介されたと思います。郡山市の方でも、安全安心のまちづくりということで、私どものセーフコミュニティ課が各部局と連携しながら、県ほど大きくはないですけども同じようなことに取り組んでおります。その中で参考になればと思い発言させていただきたいのですが、いろんな啓発があると思うのですが、その中で郡山市が今取り組んでいるのが市民の意識と行動の変化をどのようになしていくかというところを見ておまして、単なるパンフレット啓発をやったから交通事故が下がったということではなく、そこに至るまでに市民がどのように意識が変わって行動変容に持っていたかというところをどうやって探ろうかということを実際動いております。そういった中で、今やっているのがいろいろなアンケートを取っていくということなんですけども、例えば交通安全のチラシ・ポスターにしても、QRコードをつけてアンケートに御協力くださいということで、それを見た人が理解出来たか、今度どんなことに気をつけようと思ったかというようなことを把握するように取り組んでおります。また学校で配るものに対しても学校に協力をいただいて、高校なんですけども、高校生は皆さんスマホを持っているので、昇降口に張り出したポスターのQRコードから読み込んで皆さんの声を聞いて、それをどう活かされてるかというのを検証して、また改善をして対策につなげていくというようなことを地道にやっております。

それからあと高齢者の事故が多いということでお話あったと思うんですけども、死亡事故がすごく多いということで、郡山市の方も夜間にこういう事故が発生するものですから、高齢者にたくさん夜光反射材を配ってきたんですけど、配って持ち帰ってもそのまままってしまう、高齢者の方が実際身につけてないというのが後からわかりまして、福祉の高齢の部署の方と連携しながら、高齢者の介護予防教室とかそういうところに我々も出向いて、

靴とかに貼る夜光反射材をもうそこで貼ってしまうのです。そして、高齢者の方に貼ることによってどうなったかというようなアンケートもしますが、若い人たちはそういうインターネットを使えるのですが、高齢者はなかなかそういうわけにはいかないのです、紙でアンケートをとるといった工夫をしておりますので、そういったことを県とこれから連携して、より充実した活動を進めていきたいなと思います。

もう1点ですが、たまたまだったのですが、今年の1月に、役所に入ったところに登録した骨髄バンクで提供してくださいと話があって、とても貴重な経験だったのですが、骨髄を提供する機会がありまして、今回この施策の中にも骨髄バンクというのがあって、いろんなキャンペーンとか普及啓発というような話書かれているのですが、実際やるやらないは個人の意思が当然1番尊重されるべきことなので、それはそうなった人が、そのとき考える話だと思うのですが、ちょっとやってみて思ったのは、市役所とか県庁もそうだと思うのですが、職場の環境が休んでいいよというような制度がきちんと整っていると思って、実際4日ぐらい入院するのですが、有給休暇じゃなくてそういう特別休暇で休めるという制度がありまして、これについて話を聞くと民間企業とかは、ちゃんと整っている企業があれば、一方では協力しても無給になってしまうなど、そういった所もあると聞いたものですから、このアプローチとしてはそういった雇用からそういう環境を整えていくというの、啓発と同時に重要だなというふう感じたものですから、私の経験からこんな御意見として、申し上げさせていただきたいと思います。以上ありがとうございました。

○奥原会長

どうもありがとうございました。非常に貴重な郡山市の現場での実践的なお話をいただきました。昨年度は主にバックボーンになっております基本計画の改定を委員のメンバーを中心にいろいろアドバイスをさせていただいて、いろいろ県の皆さんとディスカッションをさせていただいたりしたものですから、1つ1つの事業について1個1個やったわけではないのですが、いろいろな課題とか全体的な制度設計について貴重なアドバイスを委員からいただきましたが、今年から委員なられた方はなかなかこの1個1個をおいかけるだけで大変かもしれません。もし差し支えなければこの後資料3のほうで指標の進行管理というものもございまして、これも御説明いただこうと思っておりますので、そのあと少しイメージをお持ちになってから御意見・御質問いただいても構わないと思いますが、それでもよろしいですか。

○各委員

了承

5 議事(3) 指標の進行管理について

○大野課長

それでは指標について御説明いたします。資料3の指標の進行管理表を御覧願います。本計画では令和4年3月の改定の際に、広範囲にわたる9分野を対象とした総合的な施策推進が必要となるため、各分野の施策達成度を測る指標として、上位計画である総合計画の基本指標、補完指標の考え方を取り入れ、見直しを行っております。

なお、総合計画といいますのは、あらゆる政策を網羅した県の行政運営上の最上位の計画に位置しまして、県の目指す方向性や施策を示す県づくりの基本的な指針でございます。

資料の表の中央に「区分」とございますがこの欄を御覧願います。基本指標でございますが、これは施策によって課題解決をどれだけ達成したのかの成果を測るもので、補完指標が真ん中のほうにございますが、こちらは、課題解決の達成状況を直接的に測る指標ではございませんが、課題や取組の現状分析に資するための指標としてございます。本計画におきましては、9つの分野及び推進体制に係る基本指標が43、補完指標が38の合計81の指標がございます。37ページから41ページまでは81の指標を一覧にまとめてございます。表の左から、指標名、区分、現況値、そして、令和4年度の目標値の順に記載してございます。なお、指標によっては、例えば、43ページを御覧いただきたいんですけども、「1-4災害時の受援計画の策定市町村数」のように、改定に伴い新たに設定した指標の中には、現況値以前の統計をとっていないこともあります。

それでは37ページに戻りまして、9分野における主な指標を御説明いたします。まず、「1防災の推進」でございます。「1-1自主防災組織活動カバー率」では、市町村担当者を対象とした年4回の研修を通して、自主防災組織の設立手法に係るノウハウ向上を図るなどの取組を行っておりまして、現況値の74.8%から目標値の78.2%を目指しております。

次に下のほうに行きまして、「2原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」でございますが、「2-2市町村における原子力防災訓練実施回数」では、市町村と連携しながら、原子力防災訓練に係る関係機関会議を開催し、令和4年度の実施内容について情報の共有を行っておりまして、今年度は1月の実施に向けて準備を進めるなど、現況値の3回から目標値の6回を目指しております。

次に、38ページを御覧願います。「3防犯の推進」でございます。「3-2なりすまし詐欺の認知件数」では、POLICEメールふくしまや県警公式ツイッターを活用し、なりすまし詐欺の情報などを随時配信することなどの取組を行い、現況値の118件から、前年比減少を目指しております。

次に、「4虐待等対策の推進」でございますが、「4-1配偶者暴力防止法に基づく基本計画策定市町村数」では、女性のための相談支援センター等による、県、市の女性相談員や市町村担当者等への研修などの取組を行い、現況値の29市町村から目標値の30市町村を目指しております。

次に、「5交通安全の推進」でございますが、「5-1交通事故死亡者数」では、高齢歩行者及び高齢運転者の交通事故対策が課題のため、引き続き県民に注意喚起を行うなどの取

組を行い、継続して目標値の50人以下を目指しております。

次に、39ページの「6医療に関する県民参画等の推進」でございますが、「6-3がん検診受診率」では、受診率向上に向けたモデル市町村を選定し、効果的な受診勧奨や県内避難者が避難先で検診受診可能となる体制を整備するなどの取組を行い、胃がんであれば、現況値の30.5%から、目標値の50%を目指すなど6種類のがん検診受診率の上昇を目指しております。

次に、40ページを御覧願います。「7食品の安全確保の推進」でございますが、「7-1福島HACCPの導入状況」では、保健所ごとの定期的な導入研修会を開催するなどの取組を行い、現況値の27.3%から目標値の39.4%を目指しております。

次に、「8生活環境の保全」でございますが、「8-2温室効果ガス排出量(2013年度比)」では、一般県民を対象として再エネ省エネを始めとしたカーボンニュートラルに関するイベントを開催するほか、家庭での省エネの取組や効果を示したパンフレットの配布、企業向け研修会の実施などの取組を行い、現況値の80.8%から目標値の75.2%を目指しております。

次に、41ページを御覧ください。下のほうに行きまして、「9消費者の安全確保の推進」でございますが、「9-3消費者安全確保地域協議会設置市町村の県内人口カバー率」では、高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止のため、市町村において市町村消費者安全確保地域協議会を設置するに当たり、必要な情報提供や助言などを行い、現況値の19.0%からの上昇を目指しております。

以上のように、指標に定めた目標値の達成のため、先ほど御説明しました資料2の施策推進に向けた取組を行っていくとともに、今御説明いたしました指標の達成状況をもとに、その効果や適切な評価を行ってまいります。説明は以上でございます。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。それでは資料2と資料3ですね。資料3はどちらかという進捗を数字で見てるもので内容そのものではないですが、資料2でこのような事業内容だということで、改めてでございますが、御出席いただいている委員から御意見、御質問を承りたいと思います。

それでは会場の方で委員の皆さんからいただいた後、リモートの方にお話いただきたいと思っておりますので、それぞれ簡単に御意見、御質問があればお出しいただきたいと思っております。それでは穴戸委員からお願いします。

○穴戸委員

すごいボリュームの話ですから、どこから話したらいいか大変なところですが、ちょっと疑問に思ったのは2つあって、県と市の役割分担をどのように考えるべきなのかなというところです。これはもうここですぐ結論が出るようなことはありませんけども、県がどこま

でやるのか、多分実際にいろんなことを実行していく上では市町村が主体になってやることが多いんじゃないかなと思いますけど、その辺のすみ分けをどうしたらいいか、委員をやってきてあまりこれまで考えてなかったんですけど、今渡辺さんの話を聞いて郡山市がきちんとやってる、それが県とどういう関わりになるのかというのがちょっと気になるところがありましたんで、それが1つです。

それから指標を出してますけども、指標がどう良くなったかということも大事なことですけど、その前にどういう働きかけをしてこういう指標が出てきたのかということが、これまで正直なところ書類を見て判断することが多かったんですけど、この裏にいろんな働きかけをして良くなっていく、特に自助と公助を主体にするということになると、例えばいろんなことに対する訓練をしたとか、研修会をしたとか、あるいは体験学習会、何とか教室をやったという話が説明の中にあっただが、じゃあ何回やったかというのが、データとして出てきてなくて、むしろ目標はその回数が少なければたくさんやるようにというようなどころから入ったほうが、最終的な数字の問題もありますけど良いのかなという感じがしましたので、また書類が増えるかもしれないんですけど、例えば訓練では原子力防災訓練が年1回ですけど、それ以外のいろんな訓練だとか、それから体験学習だとか、具体的な場所でどのぐらいの回数やられてるのかということも、大事なのかなという感じがしましたので、来年度はそういうデータがちょっと出てくるといろいろ評価をしやすくなるんじゃないかなと思いますし、「この講習会をもうちょっとやったほうがいいんじゃないの」とかいうアドバイスもできるんじゃないかという感じがしますので、その辺の進め方を考えていただければと思います。以上です。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。最初の県と市の役割分担の話です。事業毎に違うかもしれませんが、何か基本的な考え方みたいなものがあれば話していただければと思います。

○大野課長

危機管理課長の犬野でございます。先ほど、県と市の役割分担というお話だったんですけども、今日ここに記載させていただいた事業については県の事業ということになっており、安全安心の目標を達成するために、9つの分野の事業を進めていくということでございますが、ここに記載してる内容、中身については、市町村との連携の話、また、市町村や県民の方、あとは関係機関と連携して進めていくような内容が事業としてございます。ですので、宍戸委員の方からございましたように、やはり県民に1番近いところで事業を進めていらっしゃるの市町村ですので、その市町村と連携して進めていかないと、やはり我々が一生懸命事業を進めても届かない部分があるのかなと思っております。例えば、危機管理課のほうで防災出前講座とか、家族セミナーなどそういうものを実施しておりますが、その際にも市町村の方と連携しまして、それぞれの自治体の中で参加していただいている県民の方の

防災の危機意識の向上に向けて、講座をやってるわけでございますけども、やはりその地域の県民の実情を一番わかっていらっしゃるの、そこの市町村の職員の方と思ってますので、そういう意味では先ほど説明した事業がそれぞれございますけども、やはり市町村のほうと連携して取り組んでいかないと、県民の方にはなかなか伝わっていかないかと思いますので、今後の進め方については関係機関との連携、特に市町村との連携というのは重要なものかなと思ってございます。

あともう一つ指標の関係でございますけども、例えば資料3の「1－8自分の暮らす地域は自然災害や大規模な火災などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合」とあり、これは危機管理課のほうの県民の災害に対する意識の部分の指標でございますが、ここでは目標値が47%以上という形になってございます。先ほど宍戸委員のほうから、この指標はどのような形で設定されたのかなというお話があったかと思うんですけども、これは県政世論調査を実施して質問項目の中に入れておまして、回答が47.1%だったものですから、それよりも下回らないように、県民の意識がさらに上に進むようにという形で目標値を設定しております。そういう意味で、例えば1例ですけどもそういった県政の世論調査とかの評価なども踏まえてこの指標を設定してございます。説明は以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございます。この件については場合によっては次の資料4の推進体制の話になるかもしれませんが、こちらで改めて御説明いただくということになるかもしれませんが、指標の件については非常に大事なことでございます。ある意味見えない部分もあるので、もう少し見える化を進めてほしいという御意見でございます。

それでは、渡辺委員よろしいですか。

○渡辺委員

郡山市の渡辺です。先ほど市町村の連携という話がございましたが、当然この県の計画内容で各市町村がそれぞれ計画に沿ってやっているというのは実情だと思います。中にはこの原子力の対応というのは、なかなか一つの自治体でできるわけじゃないのでそこは県が中心になってやり、あと交通安全とか防災、犯罪に対する取組というのは、この計画にのっかって、各市町村も取り組むというそういった意識で取り組んでいるというふうに認識しております。

あと成果指標というのは郡山市もそうなのですが全てウェブサイトに出して、市民県民に見える状態でオープンにして、見える化を図って県民も市民もみんな一体となって取り組むということが重要だと思いますので、当然、オープンにしていると思いますので、そういった認識で取り組んでいるという実情です。以上です。

○奥原会長

どうもありがとうございました。それではリモートで御出席いただいている委員からお願いいたします。宇月委員お願いします。

○宇月委員

はい。先ほど郡山市の方がおっしゃっていたように、交通安全の啓発で、反射材とかを配るのですが、やはりもらっただけでポケットに入れてしまい、貼らない方が多いので、その場で貼ってもらって交通安全に気をつけてもらったらもう少し、高齢者の事故も少なくなるんじゃないかと思います。

○奥原会長

ありがとうございました。やはり現場で少しきちっとケアしてあげるということで、実効性を上げてるということでございます。続きまして會田委員にお願い出来ますでしょうか。

○會田委員

はい。今回から参加させていただいておりますので、これだけ多くの取組がなされることで、県民の安心安全の県づくりが進められているということとを今、目の当たりにいたしまして、委員を務めさせていただくことになりまして、会議に参加してるわけなんですけれども、我々のこの委員の取組は責任があるものだなと実感してるところです。

そこで、ただいま様々な御説明をいただきましたけれども、具体的取組内容の資料の中からいくつか確認お願いしたいと思うんですが、方向違いや見当違いというような質問でありましたら御勘弁いただきたいんですけども、まず資料の20ページのところに、「4 虐待等対策の推進」がございます。その中から先ほど御説明として「4-1-1 暴力、虐待防止の周知啓発」という中で、虐待防止に関する指導者を養成するという取組について御説明いただきました。県内もでしょうが、いろんな構造がありまして、県でもこのようないろんな取組がなされていることに、心強く思ったわけなんですけれども、県、それから市、いずれもそれらに関わる担当の方たちが割と短い期間で交代されることが多いので、せっかくこのような研修に参加されても、次の人に代わってしまうとまたその積み重ねたものがリセットされてしまうというようなことはないのかどうか、市町村の虐待担当者や事業所の職員を参加させるということなんですけれども、こういった方達の任期といたしまして、その方たちがその部署でどれぐらい務めて、担当されているのか、されるのか、できればやはり経験を積み重ねて、適切な対応のためにご活躍いただきたいと思う訳なんです。そういった年数などをお聞きしたいなと思いました。これが1つです。

それから、もう1点は資料3です。指標の進行管理表の38ページですけれども、「3 防犯の推進」というところで、こちら先ほど、「3-2 なりすまし詐欺の認知件数」について、令和3年度は118件であったので目標値として前年比の減少を目指すとして御説明いた

できました。この認知件数といいますのは、確認なんですけれども、本当に被害にあってしまっただけの方、未然に防ぐことが出来た方の両方を合わせてこの件数ということになりますでしょうか。

そして3点目なんですけれども、先ほど、郡山市の渡辺さんが最後に御説明していましたが、やはり、県の取組に関して県民への周知ということはとても大事だと思います。こうやって1つの資料にされて、今回私も初めて知り得たということが非常に多くあるところではあるんですけれども、県民にどのように浸透していくのかを検討していただければ、なかなか目標値の達成度が上がらないということもあると思います。ネットで公表しますと、県はそのページを見たという人の人数の把握などができるんじゃないでしょうか。ネットにあげていますだけではなく、どれぐらいの人がそれを自分のものにしたかどうかは別としても取りあえず見ていただいたのかというようなことも知るべきではないのかなと思いました。以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございます。例えばということによろしいのであればその最初の異動の年数とかについてはお答えいただけますか。

○保健福祉部

保健福祉部の伊藤と申します。よろしくお願いします。

市町村に関しまして言いますと、やはり人事ローテーションというものがございまして、5年前後で人が代わるのかなと思っております。

あと事業所の方は各施設でございまして、こちらの方はそういった施設の考え方がございまして、そこは各施設によるところと考えております。

ただおっしゃるとおり、ノウハウの蓄積とかが大事でございまして、なるべく長くやっていただく、もしくは一旦やった人にまた戻ってきてもらうとか、あとは引継ぎをきっちりする、任期を重ねていくということで、ノウハウが途切れないように指導させていただければと考えております。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。大体、標準的というところなんですけど、県庁の中ではやはりどうしてもそのローテーションがあるので、5年ぐらいがマックスということなんじゃないかな。それでは2点目のお話ですが、難しいかもしれませんがいかがでしょうか。

○警察本部

はい、警察本部の齋藤と言います。よろしくお願いします。先ほどお話がありました令和3年度の「なりすまし詐欺の認知件数」の118件は、被害者の方から申出があって、こう

いった被害がありましたということを警察官が警察として認知した件数なので、実際の被害にあわれた方の件数が118件になります。このほかに、自分で見破って被害にあわなかったですとか、電話だけきて相手にしなかったなどのいわゆる予兆電話というのがまた別途ありまして、去年の数字はないんですけれども、今年は10月現在で約800件ぐらいあります。ですので、繰り返しますけれども、認知件数とは実際被害に遭われてしまった件数になります。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。會田委員、今の回答でよろしいですか。

○會田委員

はい。わかりました。予兆件数がこれまでに既に800件もあるというようなことで、警察の方とお話する機会もあったりしますと、私だけは大丈夫と思っている人のほう方が結構被害にあうというような話も聞いたりもしますので、皆がそれぞれ、心していくことが必要だと説明を聞いて思いました。ありがとうございます。

○奥原会長

はい。それから、3点目の件はいかがですか。

○大野課長

それでは事務局のほうからお答えいたします。會田委員の方から県民への周知が大切だというお話をいただいておりますが、実はそれを資料4のほうで後ほど説明する予定だったんですけれども、資料4の67ページ68ページになります。この安全安心な県づくりは先ほど9分野においてたくさんの方々の事業をしていると説明しましたが、実際、今のホームページではそれぞれの事業をまとまって見られるような形にはなっていないので、前の会議での御意見もいただいて、安全安心な県づくりに関する基本計画がそれぞれの分野ごとに実施する事業をすぐ分かりやすく見られるような形でホームページの作成を進めているところでございました。それぞれ各部局で事業についてはホームページなどの方法で広報して県民等に周知してるところかとは思いますが、安全安心な県づくりということに関しては、このようにホームページを準備しまして、広報を強化していくということで進めていたところでございます。

あと、もう一つ、どのくらいの方がホームページを見てののかというお話があったかと思いますが、県のホームページについては広報課のほうでそれぞれの閲覧の実績を月毎とかで集計してるかと思いましたが、そういった閲覧のアクセス数などをしっかり管理していくことによって、どのくらいの方がホームページを見たというのが分かるような仕組みになっていたかと思えます。ですので、県のホームページを作った際にはそういったアクセ

ス数により、県民の方がどのぐらい御覧になったかというのを把握していきたいと思っております。以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。最後の話については、件数そのものというより、會田委員としては事業実施の場合のモニタリングとか、そのような部分を注意深く、やるべきだというお話でございますよね。

○會田委員

そうですね、県民の興味関心をどうやって集めるかということにもつながると思います。

○奥原会長

それでは続きまして、藤原委員からお願い出来ますでしょうか。

○藤原委員

はい。初めてなものなので、ちょっといくつか確認というか質問させていただいた上で、意見も述べたいと思います。まず1つ目が指標の位置付けなんですけども、見える化という話がありましたように、指標というのはその指標を達成したのかどうかということを見る化するための指標設定なんだと思いますが、指標のほとんどが数値化されてるようなものを挙げられていて、数値化出来ない目標はあるかもしれないと思うんですね。

それで指標というのがどういう位置づけなのか、その指標に達したら内容がある程度、目標達成したというふうに認識されて、その後の施策が行われなくなるのか、どういうふうに指標を使われるかということがちょっとわからなくて、その点教えていただきたいということと、もう1点は基本指標と補完指標というのがあるんですけど、この違いは何ですかということですね。

同じく指標に関しての意見ですが、指標の中に意向調査を基に数値を出しているものがありまして、それが福島県政世論調査に基づくということで、調べてきたんですけども、無作為抽出で県内の2,000人に対して調査をしているということでした。私が気になったのはですね、この指標の中で「2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」の「2-1 日頃、放射線の影響が気になると回答した県民の割合」というのが基本指標になっているわけなんですけども、不安になるというふうに回答した人の割合が減っていくことを目標にしているようですが、これは県内の無作為抽出という状況からしても、県内で放射線量はそれぞれ住んでる地域によっても違いますし、無作為抽出はどこに住んでるかもわからないんですよね。それに安全の評価というのはそれぞれ個人によって安全とかその放射線の数値を見てそれをどう評価するかというのも個人によって違いがあると思います。それを基本指標とすることが望ましいのかどうか、それについてちょっと気になりました。以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。3番目の話はもしかすると2番目の話と同じかもしれません。基本指標と補完指標の違いという話かもしれませんが、この指標の使い方については危機管理課の方からでよろしいですか。

○大野課長

指標といいますのは、福島県安全安心な県づくりの推進に関する基本計画が福島県の総合計画の部門別計画となっておりまして、福島県の総合計画のほうで2022年から2030年度までの計画になってるのですが、2030年度までの目標を資料で表すことになっております。ですので、この福島県安全で安心な県づくりの推進に関する計画のそれぞれの事業につきましても、計画が数値に基づく指標で設定されておりますので、この計画についても、数値で表すようにしております。

あと、基本指標と補完指標というところなんですが、先ほども御説明させていただいたのですが、基本資料というのは、課題解決をどれだけ達成したのか直接数字で測る指標でございまして、補完指標は直接測る指標ではございませんけれども、その課題や取組の現状を分析して、この補完指標の達成具合によって、ある程度、目標が達成されたというような、その数値の直接表せるもの、成果が測れる部分と測られないものがございまして、そこを基本指標と補完指標という形で分けてございます。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。それでは3番目のほうは、原子力関係になるのでしょうか。

○伊藤政策監

危機管理部政策監の伊藤でございます。少し回答の方を補足させていただきますと、指標の達成の考え方なんですけど、これはPDCAサイクルを一つ一つ回していくということが大きな前提になっております。私ども担当部、担当課といたしましては、指標の達成具合を一つの結果として考えまして、それをもとにPDCAサイクルを回して、よりよい事業に進化させていくというふうに考えております。ですから、指標達成しなかったものについては、その分析をして、何が足りなかったかを確認をして、品質の良い一つ上の事業につなげていく、達成したものについては、必要に応じて、さらに良い事業を目指していくというふうに考えております。

2点目、基本指標と補完指標の違いについては、危機管理課長が説明したとおりでございます。

最後になりますが、意識調査でございます。「日頃、放射線の影響が気になると回答した

県民の割合」ということで、これは先生のおっしゃるとおり無作為抽出での結果であります。先生のおただしの内容といたしましては、住んでいるところが違うであったりとか、それぞれ個人の意識や考え方が違うのではないかと、そういったおただしだったと思いますが、ある意味先生のお考えも十分理解できるところでございます。ただ一方では、この放射線に関する意識というものは、地域ではなく、私ども福島県全体の問題でもあるというふうに考えております。ですので、地域に住んでるところに関わらず、あるいは、年齢層にも関わらず、あるいは一人一人のお考えも違いますので、そこは無作為抽出という考え方によって、県民の皆様の考えを毎年測っていく、このように考えているというところでございます。以上補足でございます。

○奥原会長

ありがとうございました。

それでは藤原委員、よろしいでしょうか。

○藤原委員

考え方については分かりました。指標については、私の指摘に関連せずに、やはり数値化できるものをこの中に盛り込まれていると受け取りますので、ここからもれているものも結構あるかと思います。むしろ指標ともう一つ、県民の生活の安全を確保するための施策ですね。例えばモニタリングポストとかの設置の数とか、最初の資料に載ってはいましたけれども、推進に向けた具体的な取組、これを指標と同じように経年変化を見れるような、そういった資料も必要なのかなというふうに思います。そういった県民の安全確保というのに対してどのように取り組んでいるのかそれを経年変化を見られるような資料もあわせて公表できるといいのかなというふうに思いました。以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。

この辺の指標化、数値化といいますか、データ化といいますか、こういう一般的に政策効果をどういうふうに評価、改善してるのかというエビデンスといいますか、データに基づいてやりましょうという流れもあるので、そういうことで作っていただいているものだと思います。数値を作るための政策みたいになってしまうと逆効果になってしまうので、藤原委員がおっしゃられたように、標準的な部分と個別の部分に分かるような形、これは以前からも委員からはそういう御指摘があって、ターゲットといいますか、例えば高齢者にとっての安全と若い方にとっての安全は性格も考え方も違うんじゃないかというふうなことで、それぞれを指標化していこうという御意見もありました。そういった意味で今のお話については、その辺もう少し考え方を見直してほしいということだと思います。

それでは鈴木委員お願い出来ますか。

○鈴木委員

鈴木と申します。今年度の10月から新しく委員になりましたので、基本計画がどのようなものかということも十分ではありませんので、ちょっとした感想的な発言になってしまうんですけども、基本計画を見せていただくと、目標が県民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現というふうになっておりました。その場合に、この基本計画がどのように進んだかというのを評価する、つまり資料3の指標の進行管理表のところがそれになってくると思うんですけども、例えば「1防災の推進」だと、何を1番の目標にしていたんだろうなと思ったときに、県民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現ということであれば、やはり大事なのは県民がどう思って暮らしているかということなのかなというのをずっと話を聞きながら感じていたところなんです。そのための環境づくりや施策をやっているということなのかなというふうに考えると、私が着目しているのは、例えば防災ですと、「1-8自分の暮らす地域は自然災害や大規模な災害などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だと回答した県民の割合」ですが、令和3年度が47.1%に対して、今までどうだったのかっていうのが、後ろの44ページにグラフが出てましたが、過去50%以上をずっと保ってきたのに、令和3年度になるとガクッと下がっています。50%を切っていて、令和4年度になると横並びのような状況になった。令和3年度でガクッと下がっているのは一体何なんだろうなということを思いました。そうすると、施策の中でも何か足りないところがあったのかなとか、例えば自然災害とか気候変動の報道がすごくされていますから、私も含めて県民は非常に不安感が強くなってきたんですね。そういう意味で下がってきたのかなというようにことも思って見ていたんですけども、そういったことがちょっと、私たちというか私がちょっとなかなか理解出来なかったので、説明していただけるとどこが原因なのかなというのがわかって、取組とか環境づくりというのの弱いところが見えてくるのかなというふうに思いました。

それぞれの分野の基本指標の意識のところを見ていくと、やむを得ないのかもしれないですが、やはり放射線の影響が気になると回答した県民の割合というのはかなり低いですよ。それから、虐待等の対策に関しては、「4-2児童、配偶者、高齢者、障がい者などに対する虐待や暴力がなく、安心して暮らせる地域だと回答した県民の割合」が7割になっている。3割の人はそう思っていない、では何が足りなかったのかなというふうに、分析を少し分かりやすく示していただくと、もう少し私のような初心者にも分かったのかなというふうなことを見せていただきました。つまり何を言いたいかという、この基本計画で目指しているのは何だったんだろう。県民がたぶん安全に安心して暮らせる地域をつくることだと思うんですね。そのためにいろんな施策をしたり、いろんな環境づくりをしている。そのために進んだかどうかというのを見ていながらその基本指標の取組や、施策のところであって、その結果として県民がどう感じているのかなというふうに段階があるような気がするんですね。そここのところの管理表の整理をしていただくと非常に分かりやすいな

と思って見せていただきました。これが感想的なところですよ。

2点目なんですけれども、現況値と目標値というのがあって、今ずっと県の担当の皆さんからのお話を聞いていると、どうもこの目標値というのは、他の計画から持ってきているものも多いらしいというのが見えてきました。そうでないものもあるんだと思うんですけれども、目標値の設定の仕方が非常に微妙ですね。現況値が例えば先ほどの「1-8」のところですけど、令和3年度の現況値が47.1%に対して、目標値が47.0%以上、これもうちょっと普通だと高く計画を見積もると思うんですけれども、これより多くなればよいよというところで、非常にある意味消極的なような姿勢が見えてしまうんですね。その辺の目標値の設定というのをもうちょっと積極的な数値の設定というのが必要なんではないかなというのを感じてます。今ここで、なぜこの数値になったんですかと聞いてもおそらく、他の計画から持ってきてますよというのも多いようなので、回答というのは特に求めるものではないのかなと思うんですが、見たときの受ける印象としては、項目によっては非常に積極的な姿勢が見えるものとそうでないものが見える。それは多分、改善度がどれくらいあるかというような推定をしながらつけてると思うんですけれども、そこのところが少し気になったところの2点目です。

でも、安全で安心して暮らせる地域づくりの指標があって進行管理がされているというのは、県民の1人としては安心できる場所かなというのが一つあります。県がちゃんと見ているんだと、自治体も見ているんだというのはよく分かるので、県民に公表して見てもらうのは大事かなと思います。以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。2点目の件についてある面で厳しい御意見かもしれませんが、前向きな指標もあるし後ろ向きとってはなんですけど、少しは気合いが入ってないんじゃないのという、そういうのもありましたけど、何か総合的にお答えできればお願いします。

○大野課長

危機管理課長の太田でございます。1点目の質問にもちょっと関連するんですけど、先ほど鈴木委員のほうから御指摘いただいた44ページの「1-8」のところ、これはもうまさに私のところの指標なんですけども、その指標の管理に関して、こういった下がったところとか、そういうのをちゃんと分析して管理されたほうがいいんじゃないかという話だったかと思いますが、下がったところは正直私もちょっとよくわかってないところがございます。おそらく令和元年からですけども、令和元年に東日本台風がございまして令和2年に福島沖地震がありました。また令和3年度もですけど、そういったことがもしかすると要因になってこのような指標が表れたのかなというような認識ではおりますが、ちょっと正確にこれがどのようにというのは意識調査ですから、そこまでの分析は正直しておりませ

ん。そして、ただ目標として47.0%以上というのが、今御指摘いただいたように、ちょっと積極性が欠けているんじゃないかというお話なのかなと思うんですけども、令和4年度で設定した47.0%以上というのは、令和3年度のところの下がり具合はいま一つ、私どものほうの分析が出来なかった部分もあって、令和3年度は下がりましたが、下がらないようにという形でまずは目標を設定しております。今後ですね、もしこれより例えば災害が続いたという一時的なものであって、これがある程度もっと上向くことがあれば、そこはこの数値のほうも見直して、もう少し積極的な数値などを出せるのかなとは思っておりますが、まずはこの部分に関しては、この下がったところの影響がなかなか正確に分析出来てなかった部分もございましたので、このような数値の設定をさせていただいております。これが結果的に消極的に見えてしまったかなと思っており、そこは今後の課題かなと認識しております。以上です。

○奥原会長

どうもありがとうございました。鈴木委員、そういうことでよろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。ありがとうございました。

○奥原会長

今の鈴木委員の御指摘は非常にこういう政策評価を数字で見える場合とかによく出てくる議論でございまして、今回の場合、各指標の数字が悪く言うと羅列されてるので、よくKPIという横文字ですけど、そのキーとなる指標は何ですかというふうな議論とすごく連動してる話だと思いますね。

今後、県民に皆さんのいろんな活動を説明する際、これだけではないでしょうけど、一つの例として仮に「1-8」のような安心して暮らせる県民の割合というのがKPI的なものだという認識で御説明いただく場合には、やはりその辺の分析とか、なぜ下がったかという部分、これが例えば、企業でいうと「売上げが下がりました」となった時、「いや、何で下がったんですか」と言っても、「いやわかりません」という話だと済まされない部分も出てくるので、そういうKPI的なものにこの指標が連動していく場合には、そういう今鈴木委員が御指摘になったその分析を加えてですね、その辺の構造をもう少し明らかにしながら、次の施策、展開に持って行けるように、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。

では、菅波委員は中座しておられましたが、お戻りになりましたかね。まだ長引いているようですね。それでは続いて田崎委員お願いいたします。

○田崎委員

消費者という立場からの感想ということになるかと思えます。「9 消費者の安全確保の推

進」についてです。今はネット社会で皆さんインターネットなさったり、スマホを高齢者も持っています。皆さんは利用する上で不安に思っています。そのため、安全の確保が大事だと思っております。県でもいろいろな情報を提供していただいておりますし、市町村でも同様ですね。最近ではコロナ渦で、ネットの利用、スマホの利用が多くなり、トラブルなどが起きているようなので、消費者教育の啓発の充実や情報活用能力の向上というのがすごく求められていると感じています。私の周りの高齢者は一応、スマホを持っているけれども、使い方がよくわからないとか、あるいは、極端な話、住所をどうやって登録すればよいかわからないなど、基本的なところがなかなか進んでいないように思います。これからのネット社会では使いこなすことが求められていると思っているので、この活用能力の向上というところに、これからもっと力を入れてほしいと思います。

実際に一人一人がインターネットを使いこなす、つながるには、間にコーディネーターの方が入っていただくとわかりやすいと思っています。その辺のフォローは、どういうふうに進めていかれるおつもりでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○生活環境部

生活環境総務課の坂井と申します。よろしくお願ひいたします。高齢者の方も含めまして、消費者教育をどういうふうに進めていくか、コーディネーターの方に入っていただくとわかりやすいのではないかなということで、御意見をいただいております。

確かにコロナで人との接触が少なくなったというところで、スマホ等を活用していったところが社会の大きな動きかなと思っておりますが、一方でそういった使い方には十分慣れていない方とかがいらっしゃってということで、置き去りにされないようにというところは、やはり考えていかなければいけない重要な問題というふうに捉えております。

県といたしましても、消費者教育につきましては、やはりSNS等を活用した情報発信、あとそれが届かないような方については、各種広報媒体、当然、テレビですとか新聞といったような、従来からのメディアのほうを活用して、周知啓発というのやらせていただいております。あとは申出ていただければ、講師のほうを派遣して出前講座を行って、そういったような使い方も含めて、なりすまし詐欺ですとか、様々な社会の危険等につきましても御説明させていただくというような取組もやらせていただいております。

コーディネーターが入ってというところも、消費生活センターの方で相談、申し出ていただければ、消費生活の専門の職員のほうで対応させていただいてるところもございますので、そういったような相談体制のほうも活用いただきながらというところで進めていただけるといいのかなと思っております。なおかつ、いただきました意見につきましては、担当課の方にもお話をつながせていただきながら、今後の取組について、少しでも反映できるようにということで相談させていただきたいと思っております。以上です。

○奥原会長

それでは、よろしいでしょうか。

○田崎委員

その辺を徹底していただければ、やっぱり将来安心して過ごせるかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○奥原会長

どうもありがとうございました。では一通り伺いさせていただきまして、ちょっと菅波委員が中座されてはございますが、こちらの資料2と3につきましては以上とさせていただきます。続きまして資料4を事務局から御説明をお願いします。

5 議事(4)「基本計画第4章 推進体制」に係る重点的な施策の推進について

○大野課長

67ページ資料の4を御覧ください。令和4年の3月に基本計画を改定した際に、昨年度の推進会議での御意見等ありまして、基本計画の第4章の推進体制のところですね、(4)重要な施策の推進の取組として県のホームページで県の安全安心に関する施策や情報を簡単に入手でき、また、県民や団体等の活動の参考となるような、取組事例を紹介するように改定を行いました。これに伴いまして、県では先ほど資料2で説明しました9分野における施策の取組について、ホームページに取組内容が分かる写真を掲載しまして、紹介するページを作成することとしてございます。68ページ御覧ください。先ほどもちょっと触れましたけども、現在作成中でございますが、具体的なイメージとしてるものでございます。新たなページに分野ごとのボタンを掲載しまして、それぞれのボタンのところをクリックしていただきますと、例えば、「1防災の推進」であれば、今度は69ページの防災の推進のほうのページに飛びまして、その取組内容やその取組の写真を掲載するような仕組みをイメージしておりまして、69ページの内容を各9分野ごとに作成して、情報発信を行っていきたくて考えてございます。68ページの分野別取組欄の下のほうにはですね、安全で安心な県づくり促進事業について掲載しておりまして、これは今年度から危機管理課で実施している共助についてのモデル創出の事業でございますが、詳細は後ほど説明しますが、そちらの取組も掲載して御紹介するようなことを考えてございます。70ページを御覧いただきますと、福島県安全で安心な県づくり促進事業の取組内容をまとめた動画などを紹介するページになってございます。

次に、67ページのほうに戻っていただきたいんですが、同じく改定の際に、2番のほうにですね、その共助活動のモデル事例ということで、新たな地域モデル活動の創出というのが盛り込まれ、令和4年度から共助活動のモデル事業を創出するために、安全で安心な県づくり促進事業を創設してございます。この事業は共助活動に知見のある大学に委託しまして、安全安心な県づくりを進める上での課題解決に向けた支援を行うものでございませ

て、今年度は伊達市と三春町の町内会において、共助の計画である地区防災計画を策定するための支援を行ってまいります。

71ページを御覧ください。具体的な取組内容でございますが、まず地区防災計画についてです。県内で大きな被害が予想される災害が発生した場合には、自助、共助、公助の3つの連携・協働が必要となりますが、このうち共助の取組の一つが、地区防災計画でございます。住民が互いに話し合い、地区の防災マップや組織体制などをその計画の中に盛り込むものでございます。

次に、事業スキーム、下のほうでございますけれども、この事業は伊達市の町内会において福島大学、そして三春町の町内会においては、郡山女子大学にそれぞれ県から支援業務を委託しております。支援に当たってはそれぞれ伊達市、三春町とも連絡調整をしまして連携しながら進めてまいります。

この下の町内会のところでございますが、この中には地区の住民のほか、民生委員や消防団、婦人会、青年会などのメンバーも入ってございまして、それぞれの立場で抱える課題など、そういった御意見をいただきながらワークショップを進めているところでございます。

次に、72ページを御覧ください。地区防災計画策定までの具体的な取組を記載してございます。これまで地区住民及び、伊達市、三春町の職員と事前の打合せや実際に住む地区を歩いて危険なところを記録するまち歩き、そして、まち歩きの結果などを踏まえて、地区の防災に関する課題を考え、整理するためのワークショップを実施してございます。引き続き、年度内の計画策定を目指しまして、ワークショップを実施する予定でございます。

なお、本事業で実施した取組については、動画にて編集を行い、先ほど御説明したとおり、県のホームページの新たなページに掲載することを予定してございます。説明は以上です。

○奥原会長

はい。どうもありがとうございました。今年度からもう少し今までの安全安心の推進体制に加えてですね、新しいホームページ的なものをうまく使うとか、それからいろいろ現場に共助のモデル事例を一緒につくっていくと、ある種福島ならではのというようなもの見える化といいますか、新しい活動の創造といいますか、そういうものを今やっていたいただけるわけですが、これについて何か御質問なり御意見なり、ございましたらお願いしたいと思います。

○各委員

意見等無し。

○奥原会長

これはこういう考え方でつくってるというコンテンツなんかも具体的にでき上がりつつあるけど、現時点ではオープンにはなっていないということですか。

○大野課長

はい。今、作成中でございます。

○奥原会長

まだ実際に皆さんが御覧になってるわけではないんですけど、こういうような考え方とかで今つくっていただいているということで、これは追々、全部完成してということではなくてもオープンされていくものなんですか。

○大野課長

これは一応完成してからになります。リンクがあるものですから、ひと通り完成してからオープンを考えてございます。

○奥原会長

大体、今年度中にオープンするような考え方ですか。

○大野課長

はい。今年度の完成を目指しております。

○奥原会長

わかりました。それではこれはこういうふうな考え方、それから骨子、場合によってはその一つコンテンツといいますか、先ほど一部ございましたけどそういうような、わかりにくさみたいなものが、こういったビジュアルなものですよね、少し見える化されていくというようなことで、県民の方にも関係者の方にもそれから市町村のほうにも、こういうものがある種、安全安心ポータルみたいな考え方がもしあるとすれば、そういうような形でこれを運用していく、整備していくというようなことが動きつつあるというお話でございました。

ちなみに推進体制につきましては、前回から、資料2、3についても同じですけども、いろいろな推進委員の皆さんからいただいた御意見、それから県との協議を踏まえて、少しずつ改善されてきているというものでございます。

ただ、今日のお話もございましたように、まだ100%完成しているというわけでもございませんので、その辺のとも踏まえますとですね、改善的な視点で皆さんの意見、ちょっと整理させていただくと、3つぐらいあるのかなというふうに思いました。

1つは、この資料4でお話しされたように、自助、公助の見える化をどういうふうな切り口で見せていったら効果的なのかという点でございまして、これは宍戸委員のほうからも御指摘ございましたように、資料4にあるような現場でのそれぞれの体験、いわゆる体験学習といいますか、学習にはいろいろなレベルがあると思うんですけども、これは防災のため

だという知識としてですね、ロジックとして見える化してく場合ももちろんあると思いますけれども、それぞれが感じているこの現場で収集されたり行動されてる、そういう体験学習的な見える化というのは非常に伝わりやすいとよく言われているわけですよね。だからこそ、切り口にしてやられていくというのは1つの効率化という観点でもいいのかと思いますので、その辺のところでは4章の特にこの推進体制のところのあたりではそういうような一種の現場でお感じになってるようなものを生々しく、例えば食育も関連するんでしょうけど、いろいろな食べ物がこういう栄養的にも健康的にもいいんだよと言って、知識的に教えていく場合ももちろんあると思うんですけども、何よりも例えば、ある学校での給食を動画で撮ってそのお子さんたちが地産地消で出てきたものを食べて、「おいしいね」というふうに言ってくれるものを仮に動画でポンと一本出したほうが数百倍の効果が出るわけですよね。そういう体験学習的な見える化というのを今は動画とかYouTubeみたいなものがたくさん出てきてますので、そういうものをSNSの一環でしようけども、こういうふうに使ってほしいという御意見が随所、いろんな委員からも出てきてますので、1点目としては体験学習の見える化みたいな要素をうまく入れてほしいという点が1つございました。

2点目は、主に指標に絡んだ部分かもしれませんが、掘り下げていく指標といいますか、そういうものを少し重点的に考えたらどうかというものが2点目です。これは位置づけとしてはKPIみたいな形でガチッとしてしまうと、何かまたいろいろ動いてしまうと思いますけども、それぞれ皆さんの中でお考えになって、先ほどの安全で安心に暮らしてる意識調査のようなものかもしれませんが、どうしてこういうふうな意識が落ちちゃったのかなという部分とかを皆さんでディスカッションしたり、手法としては例えばマーケティングとかヒアリングなんかをしてですね、否定的な御意見を回答した方に対しては「どうしてそうなったんですか」ということをフォローしていくとかしながら、メインストリームで動いてると思われる部分についてはもう少し掘り下げていかれたらどうかというものが2点目でございます。

それから、3点目としましては、これも渡辺委員のほうからもございましたし、問題意識として宍戸委員からもご指摘あったんですけども県と基礎的自治体との役割分担的なものを推進体制の部分についてのホームページは県のところでちょっと閉じてしまっている部分があるので、これをもう少し市町村の安全安心みたいなものと連動を積極的に図り、何かこの推進体制のところではガッチリつくり上げるっていうわけではないんでしょうけれども、そういった形でそれぞれの住民の方もどこかの市町村に住んでらっしゃるわけですから、県の動きと自分の町の動き、更に今取組んでいる自分たちの地区の動き、こういうものが俯瞰できるようなプレゼンテーションといいますか、仕組みがあったらいいなことだったと思います。3番目の話は少しテクニカルな話もあったり、情報の活用の仕方みたいなものがあるので、場合によっては最近の言葉の横文字でDXとかよく言っておりますけれども、デジタル化して行動変容を引き起こすという意味でですね、exchangeさせていくという意味での切り口になるかもしれませんが、DXそのものについては情報系のと

ころからいろいろと言われておりますし、総合計画もですね1つのテーマとしても挙げていただいていますので、今回は安全安心という部分についての中でも、そういう行動変容については、渡辺委員からも御指摘ございましたので、そういうものをフィードバックをかけながら、進めていけるような仕組みを少し検討いただくということで、渡辺委員と相談いただきながらどういうところが上手く見せられるか工夫していただければなと思いました。

少しオーバーしてしまいましたが、ほかに何か御意見とか御要望等がございますでしょうか。よろしいですか。

○各委員

意見等なし。

5 議事（5）その他

それでは、議事が一通り終わったんですがその他というのがございまして、何か事務局のほうからありますか。

○大野課長

事務局のほうからはございません。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。それでは本日の議題につきましては、非常に皆さん、積極的かつ大事なポイントを的確に指摘いただきまして有意義な会議が出来きたと思います。それではこれで終了させていただきたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

6 閉会

○林主幹

それでは以上をもちまして、安全で安心な県づくり推進会議を閉会いたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。